

第三者行為に関する提出書類一覧

※第三者行為による傷病などで保険給付を受けようとする場合は、必ず以下の書類を提出して下さい。

書類名	交通事故の場合	その他
・ 第三者行為による傷病届 基本的に被保険者等が記入することになりますが、相手側（損害保険会社等）に依頼できる場合は、相手方の記入も可能です。事故証明書を参考に記入してください。	●	●
・ 負傷原因報告書 業務上や通勤途上での負傷でないかどうかの確認のため必要な書類です。いつ、どこで、何をしている時に負傷されたのか等、できるだけ詳しくご記入ください。	●	●
・ 事故発生状況報告書 交通事故の場合、事故の状況や過失割合を判断するうえで、重要な書類となりますので、できるだけ詳しく記入してください。	●	×
・ 念書 健保組合が損害賠償請求権を取得することの明確化と今後の示談進捗状況の報告をお願いする書類です。	●	●
・ 損害賠償金納付確約書・念書 相手側（加害者）に記入していただく書類です。事故等の状況によっては、署名を拒否される場合があります。その場合は、余白に記入できない理由を書いてください。	●	×
・ 同意書 健保組合が加害者の損害保険会社等へ損害賠償請求をする際、医療費の内訳（診療報酬明細書の写）を添付します。個人情報の提供となるため、ご本人の同意をお願いします。	●	×
・ 人身事故証明書入手不能理由書 交通事故証明書を提出する場合は不要です	●	×
・ 損害賠償金納付確約書 相手側（加害者）に記入していただく書類です。事故等の状況によっては、署名を拒否される場合があります。その場合は、余白に記入できない理由を書いてください。	×	●
・ 交通事故証明書	●	×
・ 委任状 手続きを代理人に委任する場合は提出してください。	●	●
・ その他必要に応じて要求される書類	●	●